

清 監 第 1 号

令和 8 年 4 月 3 日

清 水 町 長 関 義弘 様
清水町議会議長 佐野 俊光 様

清水町監査委員 鈴木 清文

同 松浦 俊介

令和 7 年度随時(工事)監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第5項の規定により、令和7年度随時(工事)監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

令和7年度 随時(工事)監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定に基づく工事に係る随時監査

2 監査の実施日

令和8年3月27日

3 監査の対象

令和7年度第4四半期までに工期が満了する工事(債務負担行為による工事を
含む。)のうち、契約金額が1千万円以上の請負工事の中から抽出選定した次の工
事

- (1) 建設課 令和7年度町道37号線舗装補修工事
- (2) 都市計画課 令和7年度左岸徳倉6号マンホールポンプ管理用通路設
置工事

4 監査の実施場所

清水町役場1階監査委員室及び現地

5 監査の方法

監査委員室において、あらかじめ所管課に提出を求めた当該工事に係る随時
(工事)監査調書のほか、入札執行、支出負担行為、契約書、設計図書、施工計
画書等を対象に実施した事前審査結果の報告を交え、所管課長及び同課長補佐か
ら説明を受けた。

その後、現地に出向いて施工箇所の確認を行い、対象工事の計画、設計、財務
及び施工等が法令等に準拠し、適切かつ効率的に執行されているかどうかを主眼
として監査を実施した。

第2 工事の概要

- (1) 令和7年度町道37号線舗装補修工事

車両等の通行の安全確保及び適正な道路の維持管理を図るため、令和3年度に実施した路面状況調査の結果、劣化が確認された町道37号線の舗装箇所の補修工事

ア	工事場所	清水町堂庭地内
イ	契約の方法	指名競争入札
ウ	契約年月日	令和7年11月7日
エ	契約金額	12,474,000円
オ	工期	令和7年11月10日から令和8年3月13日まで
キ	請負業者	入月建設株式会社
ク	工事内容	施工延長 205.3m
		舗装工 1,420㎡
		構造物撤去工 71㎡
		区画線工 一式
		仮設工 一式

(2) 令和7年度 左岸徳倉6号マンホールポンプ管理用通路設置工事

町営外原テニスコート駐車場内に設置した、左岸徳倉6号マンホールポンプの維持管理に必要な大型汚泥吸引車などの大型車両等が、安全に駐車場へ通行するための管理用通路の整備工事

ア	工事場所	清水町徳倉地内
イ	契約の方法	指名競争入札
ウ	契約年月日	令和7年12月5日
エ	契約金額	13,145,000円
オ	工期	令和7年12月8日から令和8年3月30日まで
キ	請負業者	名倉建設株式会社
ク	工事内容	L型擁壁設置工 33m
		ガードパイプ設置工 33m
		舗装工 459㎡
		大型引戸設置工 一式
		仮設工 一式

第3 監査の結果

監査の結果、当該工事に関する事務の執行及び施工については、概ね適切に執行されているものと認められた。

なお、監査の過程において、関係職員らに行った口頭による軽微な指摘等については、記載を省略するが、監査の意見としては以下に述べるとおりである。

社会資本は、人々が経済活動を行ったり、生活したりする上で必要な施設であり、特に道路や下水道は町民生活に直結する重要な社会資本であるが、老朽化した社会資本の劣化に起因する事故が全国で多発している。

このような中、町では、道路パトロール等や計画的な路面性状調査を実施し、必要に応じて劣化した町道の補修工事を実施するとともに、下水道設備の定期的な保守点検やストックマネジメント計画に基づく計画的な修繕等を行い、社会資本の適正な維持管理に努めており、今回監査対象となった工事も、社会資本の適正な管理に必要な工事であると類推される。

道路や下水道といったインフラ施設のほか、公共建築物を含めた町の公共施設等の長寿命化には多額の費用が見込まれる中、町においても少子高齢化を伴った人口減少社会の進行は避けることができない問題であり、将来的には、生産年齢人口の減少による町税が減少する一方、扶助費や操出金の増加などの影響により、長寿命化に対する財政負担が厳しくなっていくことが推測される。

これらを踏まえ、清水町公共施設等総合管理計画にも記されているとおり、公共施設等の長寿命化対策においては、今まで以上に事後保全型から予防保全型の維持管理に転換するとともに、ライフサイクルコストの縮減や必要な財源の確保に努めることを要望する。